令和6年度

ごみの収集に関して

五泉市環境保全課

環境保護　温暖化防止　SDGs

私たちが快適な生活環境で暮らしていくために
循環型社会の実現を目指して

Reduce リデュース　できるだけ無駄なごみの量を少なくすること
Reuse リユース　ものを繰り返し長く使うこと
Recycle リサイクル　使い終わったものを資源化して再生利用すること

ごみの収集に関する新しい取り組み

① 容器包装プラスチック(プラマークごみ)分別の導入
② 燃えるごみ指定袋の導入

①ごみ収集に関する新しい取り組み

容器包装プラスチック（プラマークごみ）分別の導入

令和6年10月1日から試行 ▶ 令和7年4月1日から本格実施

◆これまで「燃えるごみ」や「プラスチック類」で集めていたもののうち、プラマークが付いているものについては、「容器包装プラスチック（プラマークごみ）」として収集します。

◆梱包資材として使用されていた発泡スチロールについても「容器包装プラスチック（プラマークごみ）」となります。

具体的には

このマークが目印！

容器包装プラスチック（プラマークごみ）とは？

商品を包装しているもので、中身を使い切ったり、取り出したりしたときに不要となるプラスチック製の容器や包装です。
（プラスチック製の商品そのものは、容器包装プラスチックではありません。）

パック類

豆腐の容器
お弁当の容器など

袋・ラベル類

お菓子の袋やペット
ボトルのラベルなど

ボトル類

洗剤や調味料の
ボトルなど

トレイ類

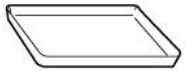

肉や魚の
食品トレイなど

カップ類

カップ麺やプリン
のカップなど

その他

くすり、しょうゆ、
からしの包装など

発泡スチロール

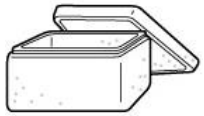

魚などの食品保冷用や
家電などの梱包資材

■出す時にお願いしたいこと

- **透明・半透明の袋に入れる**

二重袋は
ダメ！

- **軽く中身を洗う**
- **雑巾などでふき取る**

②ごみ収集に関する新しい取り組み

燃えるごみ指定袋の導入

令和6年10月1日から試行 ▶ 令和7年4月1日から本格実施

◆「燃えるごみ」を出すときは、指定袋を使用することになります。
（ただし、令和7年3月までの半年間は試行期間となります。）

◆指定袋の種類は、45・30・20・10Lの4種類で販売価格は1Lあたり1円となります。（販売は10枚単位です。）

※販売価格は、ごみ処理コストの一部を負担いただく手数料です。

◆1人当たり800L※の指定袋を無料で配布することとし、9月に引換券を郵送しました。

※800Lとは、1人が1年間に出すごみの半分の量を想定しています。

◆6歳以下の乳幼児、要介護（要支援）認定者等には追加の配布を行いました。